

# こんなときには 国民年金の手続きが必要です

問い合わせ 年金・長寿医療グループ (☎85)2137)

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方は、国民年金に加入する義務があります。

国民年金には加入種別があり、本人や配偶者の就職・転職・結婚などで種別が変更となった場合は手続きが必要です。

手続きをしなかった場合、基礎年金（老齢・障害・遺族）を受け取れなくなることもあります。必ず手続きをしましょう。



## 被保険者の種別

- ・第1号被保険者…学生・自営業者・農林漁業者など第2号、第3号被保険者に該当しない方
- ・第2号被保険者…会社員・公務員など厚生年金に加入している方
- ・第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている配偶者

こんなとき	被保険者の種別	手続き先
第2号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったとき	未加入⇒第3号	配偶者の勤務先
配偶者が就職して第2号被保険者になり、その第2号被保険者に扶養されるようになったとき	第1号⇒第3号	
第2号被保険者が60歳になる前に、会社などを退職したとき	第2号⇒第1号	年金・長寿医療グループ、各支所
第2号被保険者である方が会社などを退職し、第2号被保険者である配偶者に扶養されるようになったとき	第2号⇒第3号	配偶者の勤務先
第2号被保険者（配偶者）に扶養されていた方で、その配偶者が退職したとき	第3号⇒第1号	年金・長寿医療グループ、各支所
年金受給資格がある第2号被保険者（配偶者）が65歳になり、その配偶者に扶養されていた方が60歳未満のとき		
収入の増加や離婚などで第2号被保険者（配偶者）の扶養から外れるようになったとき		
学生など、厚生年金に加入していない方が20歳になったとき	未加入⇒第1号	※日本年金機構から加入したことのお知らせが届きます。届かない場合は年金・長寿医療グループ、各支所で手続きが必要です。